

県南広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月24日

県南広域振興局長 平野 直

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 花巻北上線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市更木15地割142番2地先から22地割1番12地先まで	新	m 14.6～12.5	m 200.8
	旧	17.2～13.0	200.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 北上和賀線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町煤孫10地割52番4地先から16番12地先まで	新	A m 23.4～13.6	m 180.0
		B 16.4～9.0	186.5
	旧	A 23.4～13.6	180.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 107号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺梁川字石刻76番1地先から二渡4番6地先まで	新	m 37.7～13.7	m 245.6
	旧	23.6～8.7	245.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで

- 4（1）道路の種類 一般国道

(2) 路線名 397号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢羽田町字和田111番3地先から明正188番1地先まで	新	A 24.7~13.8 m	m 142.8
		B 52.3~16.7	952.0
	旧	A 24.7~13.8	142.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで